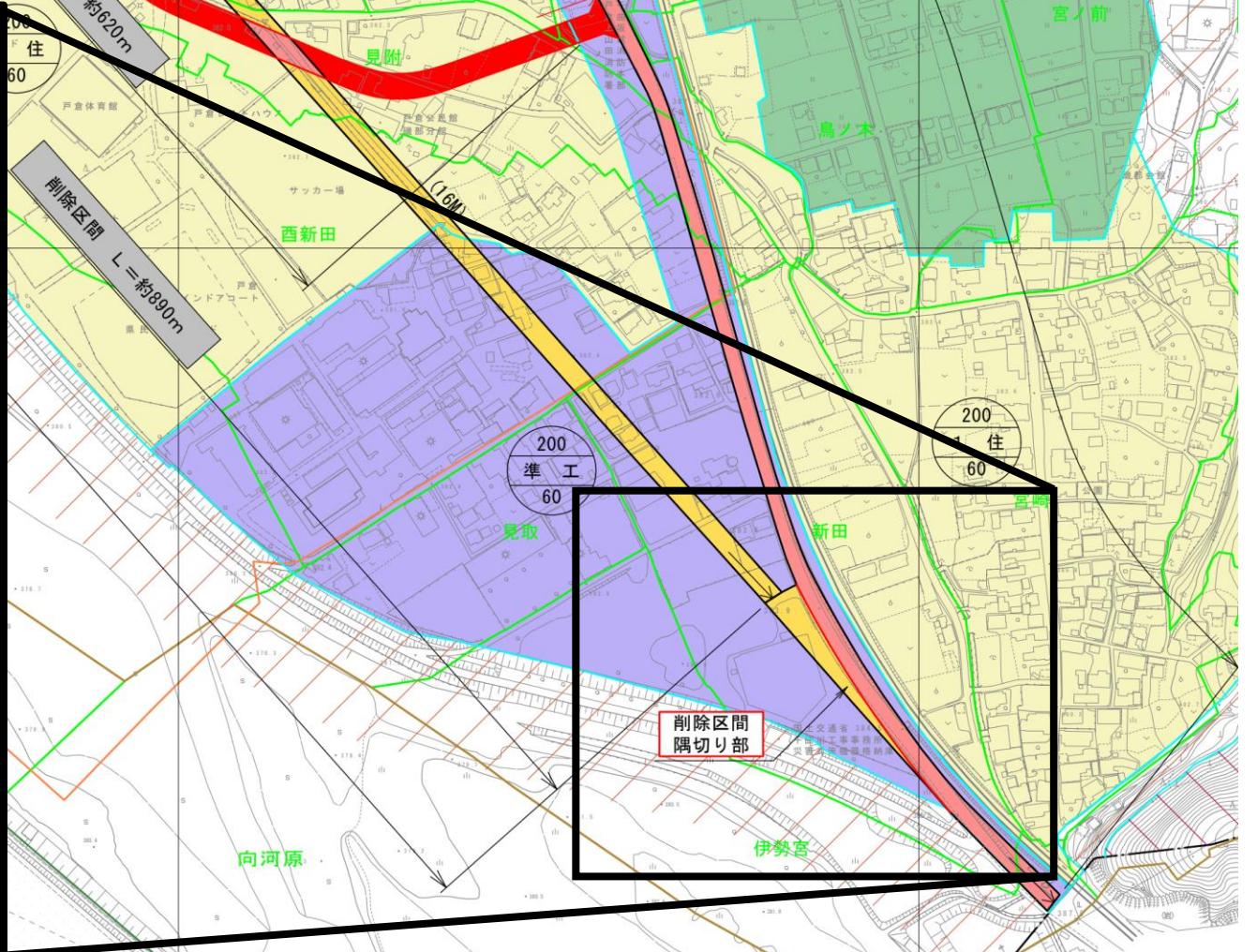
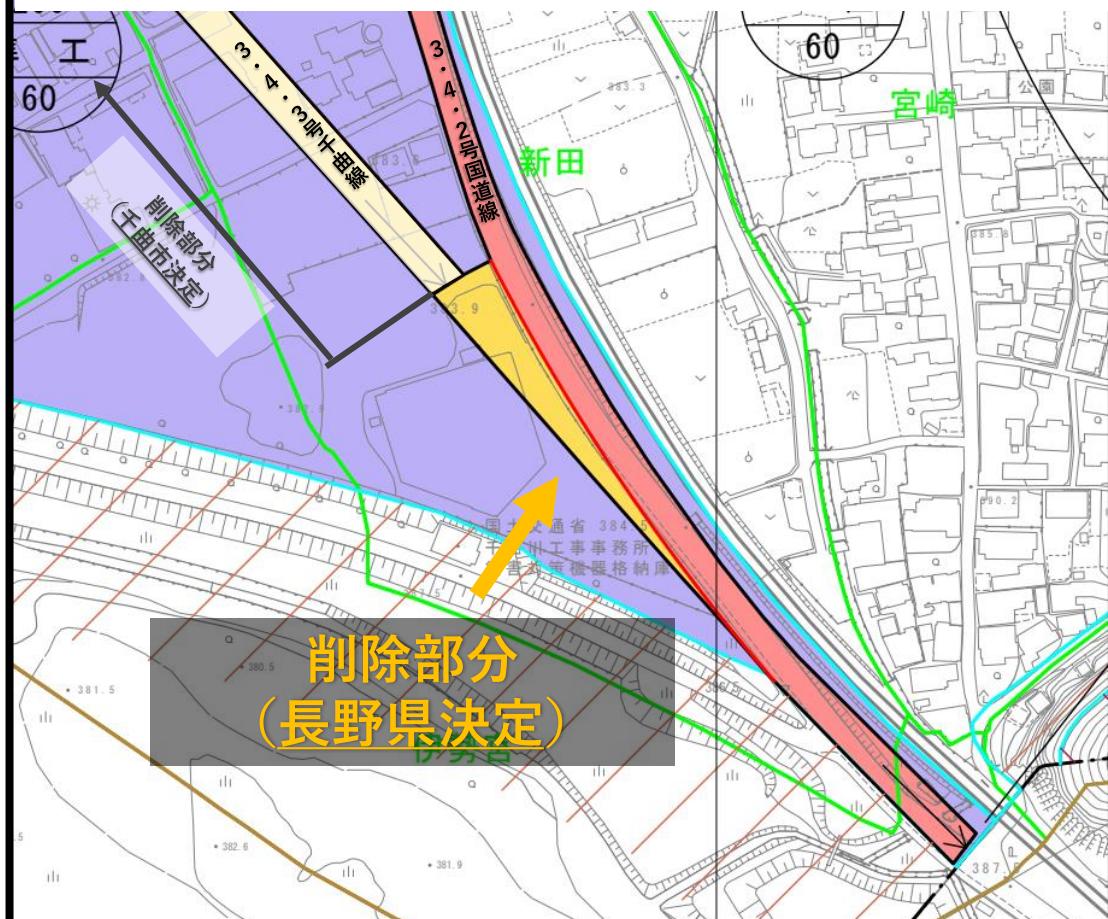
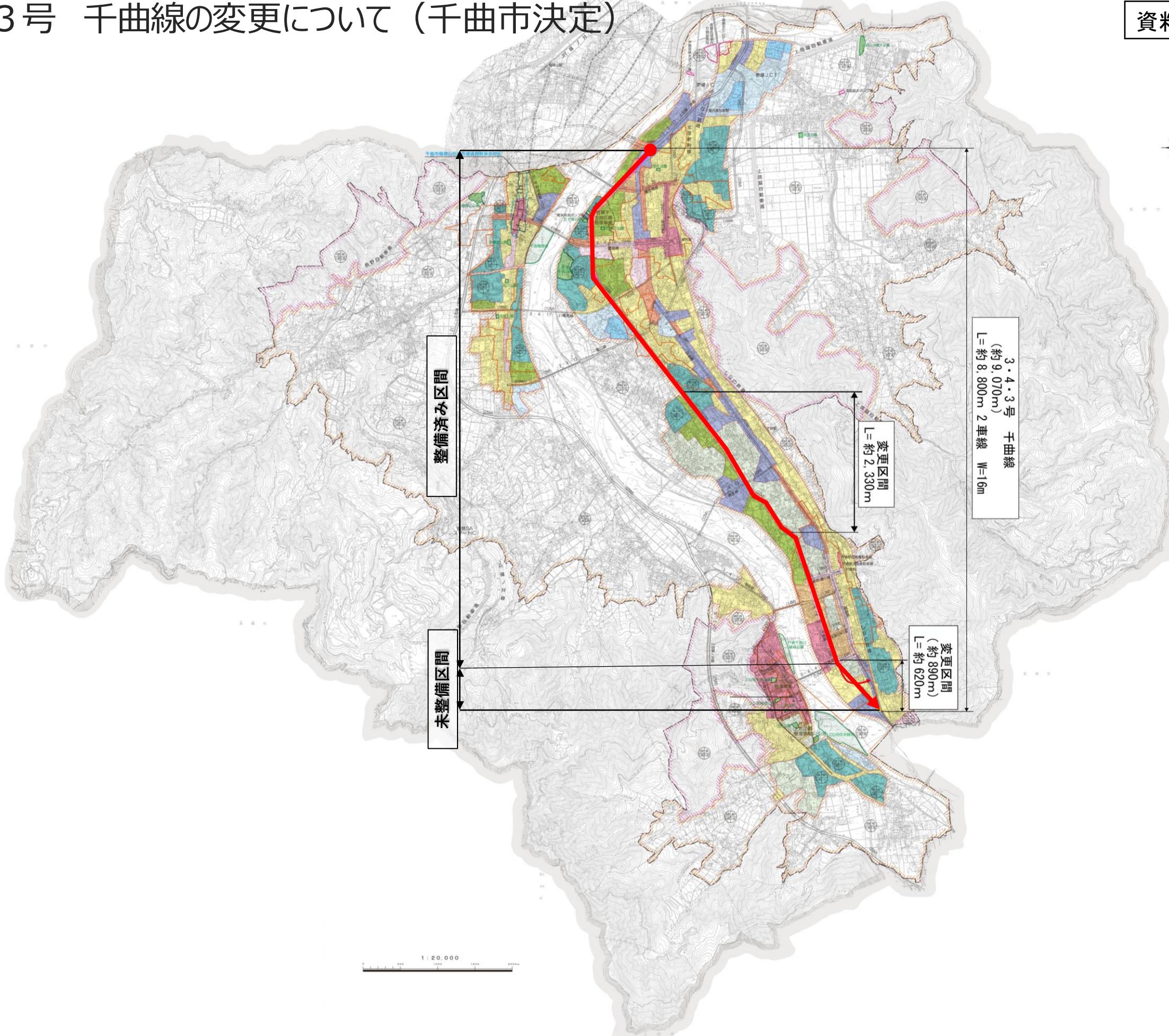


拡大図：隅切り部の削除



3・4・3号 千曲線の変更について (千曲市決定)



整備済み区間

未整備区間

3・4・3号 千曲線
(約9,070m)
L=約8,800m 2車線 W=16m

変更区間
L=約2,330m

変更区間
(約890m)
L=約620m

1:20,000

都市計画道路の位置づけ及び変更の妥当性

【道路の位置づけ】

- ① 千曲都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（H25.3）
千曲都市計画区域と周辺市町村を相互に連絡する南北方向の主軸を形成する主要幹線道路に位置付けられている。
- ② 千曲市都市計画マスタープラン（H31.3）
人・モノ・情報の連携・交流ネットワークの形成を図る都市連絡軸に位置付けられている。

【変更の妥当性】

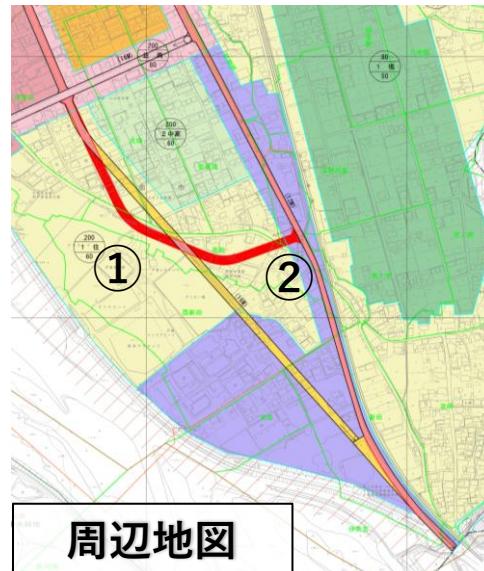
3・4・2号国道線(県決定)の変更は、接続道路である3・4・3号千曲線(市決定)の廃止に伴う隅切り部の削除である。
3・4・3号千曲線変更の妥当性は以下のとおり。

- ① 当該地域において防災の要となる千曲坂城消防組合消防本部や戸倉体育館等への確実なアクセスが確保される。
→戸倉体育館が物資輸送拠点、指定緊急避難場所及び指定避難所に位置づけられている
→整備済の千曲線と、重要物流道路である国道18号を連結し、災害時の安全性や日常でも利便性が高い道路となる
- ② 体育館のほか、サッカー場やテニスコートなどもあり、スポーツを軸としたまちづくりを担う道路となる
- ③ 昭和28年に当初決定されて以降、社会経済情勢の変化や周辺インフラの整備により、本路線に求められる役割に変化が生じている。
→変更区間に関しては、国道18号の渋滞対策としてのバイパス機能から、防災力の強化を図る防災道路としての機能に変更

令和7年5月13日に行われた千曲市の都市計画審議会において、3・4・3号千曲線の変更は妥当と判断された。
以上を踏まえ、接続道路の変更に伴う本路線の隅切り部削除は妥当と判断。



①戸倉体育館



周辺地図



②千曲坂城消防組合消防本部

議案番号	議案審議 第 2 号	名称	千曲都市計画道路 の変更	都市計画の案の 縦覧期間	縦覧 令和 7 年 4 月 11 日 (金) から 令和 7 年 4 月 24 日 (木) まで	広報の手段	県報公告 県ホームページへの掲 載 市報への掲載	利害関係の種別		
								関係市町村の住民	その地域内に実質的な生活活動の本 拠をもつ者又は法人	
								利害関係人	区域内の土地に所有権、借地権を持っ ている者、その土地の周辺の住民、決 定される施設を利用しようとする者	
意見書提出者				意見の要旨			意見に対する見解			
番号	住所	利害関係	要旨区分							
1	千曲市	利害関係人	反対	<ul style="list-style-type: none"> 昭和時代の周辺がまだ農地であった段階で、なぜ未来を見据えた道路計画がなされなかったのか。 都市計画道路沿線に建物を建てる際は、その計画に基づき道幅を十分に確保する等の適切な措置を講ずるよう指導すべきなのに、昭和 28 年から放置していたのは行政の怠慢であり、その不利益を住民に押し付けるのは無責任極まりない行為であり迷惑である。 千曲市都市計画道路整備プログラム（改訂版）では、3・4・3号千曲線の整備時期は中期（段階的に事業化（概ね5～15年））に位置付けられているにもかかわらず、事業スケジュールを急いでいるのは、令和 10 年に開催される国民スポーツ大会に便乗して同大会で自身の実績をアピールしたい市長の市民の税金を使った見栄である。 総合運動公園（戸倉体育館の建替え）の他にも屋代開発や防災拠点道の駅等の大型事業を同時に進めようとしており、基金を取り崩さなければならないほど市の財政が厳しい中で必要のない過去に計画された道路計画を今になって強行するのは愚策であり、私たちの住まいや穏やかな生活を破壊する行為はまちづくりの方向として間違っている。 本道路計画は沿線住民にとって市長による爆撃予告です。本道路計画の整備対象エリアは第一種住居地域であり、住宅の環境を守るための地域と定義されている。粟佐北交差点付近を起点とした3・4・3号千曲線の終点は3・4・4号万葉線につき当たる「総合体育館入口」交差点付近にしてほしい。万葉線を東に行けば国道 18 号へつながるし、西へ向かえば上山田温泉へ行くことができる。千曲線と万葉線は現状のままでも幹線街路としての機能を十分果たしている。 			<p>都市計画法第 15 条に基づき「都市計画を定める者」は以下のとおりです。 都市計画道路 3・4・3号千曲線（以下「千曲線」という。） 千曲市 都市計画道路 3・4・2号国道線（以下「国道線」という。） 長野県 ご意見のありました千曲線と、今回国道線の一部削除を行う箇所は一体のものであるため、千曲線を含めた長野県としての見解を述べます。 なお、千曲線の「総合体育館入口」交差点より南側（以下「当該区間」という。）の都市計画変更案については、令和 7 年 5 月 13 日開催の千曲市都市計画審議会において承認されました。</p> <p>千曲線は、旧戸倉上山田都市計画として、昭和 28 年に 12 路線の内の 1 路線として決定され、時代の変化に合わせた幾度かの変更を行っています。当時は高度経済成長期の始まりで、人口増加による都市の拡大と、急激な車社会の到来に伴い渋滞する国道 18 号に平行するバイパスとして、その整備効果が期待されました。特に上田地域から長野市へ向かう車を円滑に分流させるため、Y 字型の交差点形状となる線形で決定され現在に至ります。 これまで千曲市は、都市計画決定に基づき千曲線の一部起点付近を除き、「総合体育館入口」交差点から北側を令和 2 年度までに整備完了させました。 また、現在を都市計画決定当時と比較すると、上信越自動車道と北陸新幹線の開通や、千曲川対岸の坂城更埴バイパスの一部開通などの整備が順次進んだことによって交通の分散が図られ、国道 18 号の渋滞は当時に比べて大きく減少しました。これにより残る当該区間については、高度経済成長期の社会情勢を前提とした国道 18 号のバイパス機能から、指定緊急避難場所兼指定避難所であり物資輸送拠点も兼ねる戸倉体育館や千曲坂城消防組合消防本部が災害時に遮断されることなく、確実なアクセスを確保できる防災道路としての機能に変更するものと千曲市より理由の説明を受けています。</p> <p>建築の制限については、昭和 28 年に当初決定されて以降、今日まで都市計画法第 53 条に基づき、3 階以上の建物等を規制するなど、建築許可の制限を行っています。 また、ご指摘のとおり千曲線は、令和 2 年度に策定された『千曲市都市計画道路プログラム（改訂版）』において、優先整備路線【中期（概ね 5～15 年）】に位置付けられており、順次事業化を行う路線となっています。そして、優先整備路線【短期】に位置付けられている優先度の高い 2 路線については既に完成に向けて事業中であるため、その計画に従って次期整備として千曲線の残る当該区間に着手するものと説明を受けています。</p>			
縦覧者		1 名		縦覧の概要		期 間：令和 7 年 4 月 11 日 (金) ～ 4 月 24 日 (木) 場 所：長野県都市・まちづくり課、長野県千曲建設事務所、千曲市役所 縦覧者：1 名、意見書提出者 1 名				